（略）		
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第二条の二第一項第三号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

2　（略）

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第三号の二（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定、法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）、令第百三十九条第一項第三号若しくは第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定又は第百四十四条第一項第一号ロ若しくはハ(2)の認定の場合　四万二百

（略）		
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

2　（略）

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定又は法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）の場合　四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）